

「調整幅ゼロ」提案について

薬価流通政策研究会（くすり未来塾）

共同代表 長野 明

共同代表 武田 俊彦

調整幅の議論は、調整幅が2%で固定されたこれまでの  
20年間の経緯を十分に検証した上で行われるべき

（20年間の検証の必要性）

- 調整幅2%が導入されてから、医薬品卸のマージンは連続して減少してきている。一方で薬価差は縮小しておらず、薬局市場の拡大に伴いむしろ拡大傾向も見られる。調整幅の変更は、薬価改定の幅を左右し、医薬品産業、医療機関の経営に大きく影響していることを認識し、過去の影響を十分検証してから議論すべき。

調整幅は、本来、取引条件の差などを考慮して設けられたもの。  
諸外国の状況や国内の取引条件の格差拡大も勘案すれば、6%程度も合理的。

（海外の状況）

- 海外の公的皆保険制度を有している国で、市場実勢価に一定幅を載せている国はない（公定マージン制）。多くの取引価格が存在する米国では、取引条件の多様性を考慮し、医療機関への支払いにおいて市場平均価格に6%を上乗せして支払う仕組みがある。

（国内の調整幅（Rゾーン）の経緯）

- 国内の流通改革で業界が合意した水準は10%までの引下げ。その後は政府で決定してきたもの。業界との合意を下回る水準になってからは、薬価差は縮小せず、卸のマージンの低下を招いた。現在の卸の利益率は1%を切り、0%に近い。
- 我が国の医薬品の安定供給には医薬品卸が大きな役割を果たしており、その経営の安定がまず第一に目指されなければならない。

薬価差の縮小と国民負担の軽減は、調整幅以外の方法で目指すべき。